

神流町の介護保険

医療・介護事業者情報



神流町の介護保険
＜目次＞

介護保険サービス 介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険制度について	…1
介護予防・日常生活支援総合事業について	…1
要介護・要支援認定とは	…2
サービスを利用するには	
神流町で利用できる在宅サービスについて	…6
施設サービスについて	…10
神流町の一般介護予防事業について	…11
神流町地域包括支援センターについて	…12

医療機関及び介護サービス事業者

神流町の医療機関および介護サービス事業者	…1
神流町周辺の医療機関	…2
神流町周辺の施設サービス事業者	…3

介護保険制度について…

高齢化が急速に進み、それに伴い寝たきりや認知症などの介護を必要とする高齢者も増加しています。一方で、介護期間の長期化・介護する家族の高齢化も進み、家族だけでは十分な介護をすることが難しくなっています。

このような「誰もが直面する切実な問題である介護」を社会全体で支え合い、「誰もが安心して老後の生活を送れる」ことを目的として、平成12年(2000年)に介護保険制度が開始されました。

しかし、できるならば人の世話にならず健康に過ごしたい…と誰もが思うでしょう。そのため、要介護状態の予防や改善を目指していく必要があります。

また、国の方針として、地域の医療・介護や住民がお互いに連携し、「高齢になってもできる限り住み慣れた地域で、健康で活動的な生活を送ること(地域包括ケアシステム)」の実現を目指しており、各市町村で取り組んでいるところです。

介護予防・日常生活支援総合事業について…

介護保険制度の改正に伴い、介護予防・日常生活総合事業が創設され、神流町では平成29年4月から開始となります。

総合事業では、要支援認定を受けた人や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。

そのため、これまでの要支援認定を受けた人が利用していた「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が総合事業に移行することとなりました。

要介護・要支援認定とは…

要介護・要支援認定とは、「その人がどのくらいの介護や支援を必要とするかを判定するもの」で、結果によって対象の介護保険給付や使えるサービスの種類が決まります。

サービスの利用が出来るのは、65歳以上の高齢者(第1号被保険者)と40歳から64歳で特定疾病によって介護を必要としている方(第2号被保険者)です。

特定疾病とは主に老化が原因となっている疾病(16種類)で、それ以外の原因(交通事故等)では対象になりません。

- | | |
|---|--|
| 1. がん(末期) | 10. 早老症 |
| 2. 関節リウマチ | 11. 多系統萎縮症 |
| 3. 筋萎縮性側索硬化症 | 12. 糖尿病性神経障害、
糖尿病性腎症及び
糖尿病性網膜症 |
| 4. 後縦靭帯骨化症 | 13. 脳血管疾患 |
| 5. 骨折を伴う骨粗しょう症 | 14. 閉塞性動脈硬化症 |
| 6. 初老期における認知症 | 15. 慢性閉塞性肺疾患 |
| 7. 進行性核上性麻痺、
大脳皮質基底核変性症
及びパーキンソン病 | 16. 両側の膝関節又は
股関節に著しい変形を
伴う変形性関節症 |
| 8. 脊髄小脳変性症 | |
| 9. 脊柱管狭窄症 | |

サービスを利用するには…

①窓口相談

サービスの利用を希望する方は、市町村の窓口(保健福祉課・介護保険係)に相談してください。原則として、利用者本人が役場(本庁・支所どちらでも可)で手続きをします。ただし、要介護状態などで外出が困難な方は、家族や地域包括支援センター・指定居宅介護支援事業者等の代行申請も可能です。

本人の状態や希望するサービスによって、「要介護・要支援認定を受ける」か「基本チェックリストを受ける」かが分かります。

※要介護・要支援認定申請書は、町のホームページからダウンロードすることもできます。

1. 要介護・要支援認定申請書(申請書が手元にある場合)
2. 介護保険被保険者証(手元にある場合)
3. 健康保険被保険者証(40歳～64歳までの第2号被保険者の場合)
4. 印鑑

② A.要介護・要支援認定を受ける

「要介護・要支援認定申請書」に記入して窓口に提出すると、後日改めて役場担当者から認定調査の日程を決めるための連絡があります。その時に調査日時・場所を決めます。

認定調査とは「どれくらいの介護を必要とするのかの度合い(介護の量)を判断するための調査」で、調査員がご自宅を訪問し、本人や家族に聞き取りを行います。本人が入院・入所中の場合はその施設で調査を行いますが、原則として家族の立会いが必要になりますので、ご協力ください。

また、この調査とは別に、主治医も書類を作成しなければなりません。受診の際に「介護保険の申請をした」旨を伝えると、介護保険の書類を作成するための診察をしてもらえますので、医療機関の受付で申し出て下さい。

「認定調査票」と「主治医意見書」の内容を基に一次判定が行われ、その結果を基に「介護認定審査会」が行われます。その会議で必要な介護の度合い(要介護度)が決定したあと、役場から結果通知が届きます。

結果通知の封筒には、「認定通知書」と「介護保険被保険者証」が入っています。要介護度区分で「自立」「要支援1～2」「要介護1～5」がありますが、自分の認定結果や有効期間がいつまでかを確認しましょう。

※申請日から原則30日以内に結果が出ますが、認定調査日の調整等によって、前後することもあります。

有効期限満了日の約2ヶ月前に、役場から担当ケアマネージャーを通して「更新申請」に関する案内が届きます。(介護保険サービスを利用していない場合や町外でサービスを利用されている場合は、郵送のこともあります。)

引き続き介護保険サービスを利用したい場合は、更新申請をしてください。

非該当	時間がかかっても身の回りのことができるなど、自立の状態
要支援1	社会的支援を要する状態
要支援2	重い認知症等がなく心身の状態も安定しているが、社会的支援や部分的な介護を要する状態
要介護1	心身の状態が不安定であったり、認知症などにより部分的な介護を要している状態
要介護2	身の回りの世話に何らかの介護を必要とするなど、軽度の介護を要する状態
要介護3	立ち上がりや片足立ち等の動作が自分一人ではできないなど、中等度の介護を要する状態
要介護4	歩行や立位などの移動動作が自分一人ではできないなど、重度の介護を要する状態
要介護5	寝たきりなど、最重度の介護を要する状態

② B.基本チェックリストを受ける

利用したいサービスが「ヘルパー派遣」や「デイサービス」のみの場合、「基本チェックリスト」による判定で、要支援相当の状態かを判断します。

基本チェックリストは、25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。これにより生活機能の低下がみられると判断された場合、「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます。

また、ここで「非該当」と判断された場合「一般介護予防事業」を利用することとなります。

③サービスを利用する

要介護度区分が「要介護1～5」「要支援1～2」および「基本チェックリストで生活機能の低下がみられた人」については、サービスを利用するにあたり計画の作成が必要になります。

「要介護1～5」の場合は居宅介護支援事業者が、「要支援1～2」および「基本チェックリストで生活機能の低下がみられた人」の場合は地域包括支援センターが、それぞれ「ケアプラン」を作成します。

在宅でのサービス利用を希望する方は下記の事業所まで、施設入所中・入所予定の方は利用施設に、お気軽にお問い合わせください。

※ケアプランは自己作成することもできます。この場合、利用するサービス事業者との調整や保険者(神流町)の承認を得るなどの作業を毎月行うこととなりますが、その際には地域包括支援センターで作業手順の説明を受け、本人・家族が直接行います。

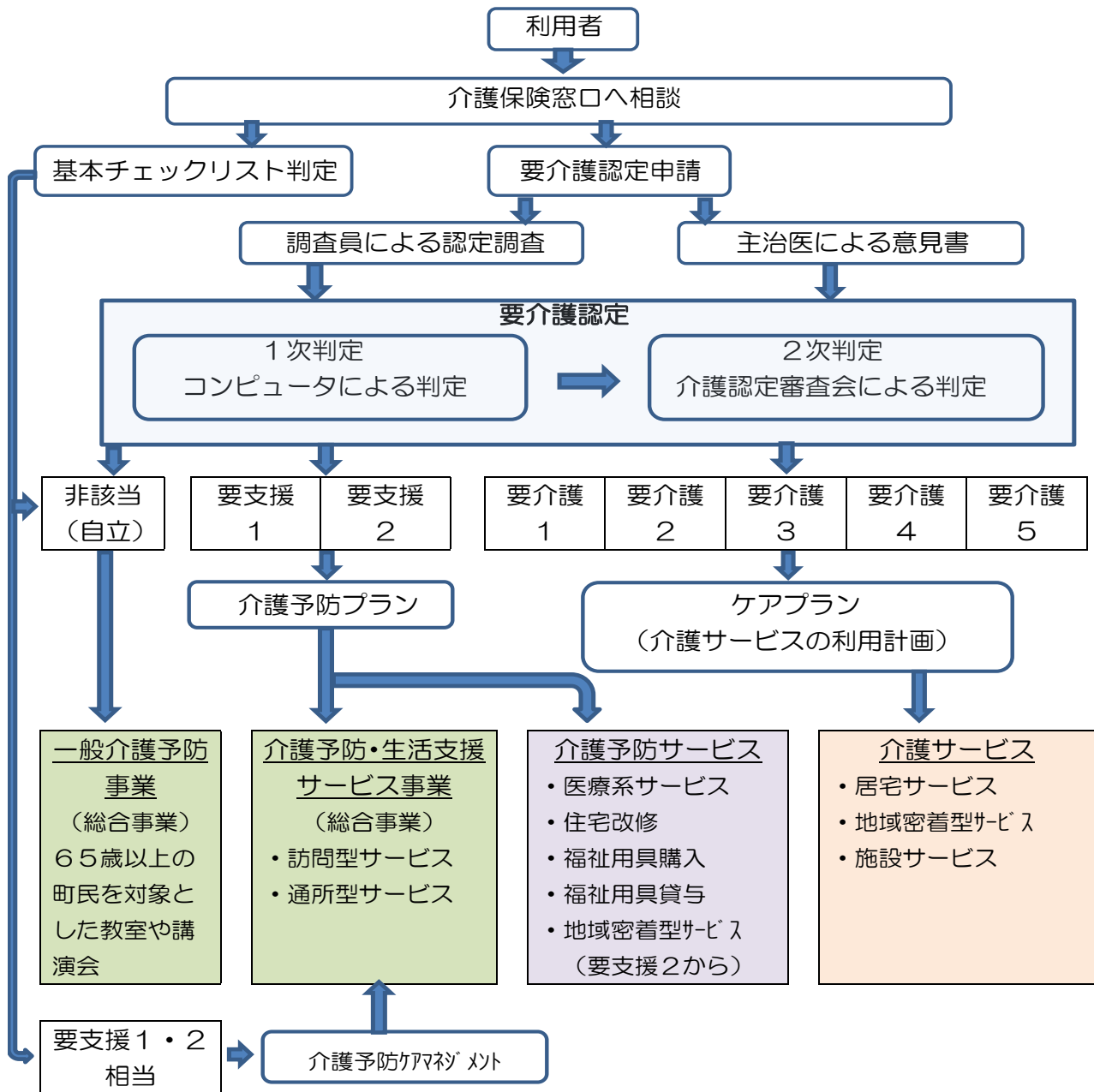
【要介護1～5】

地区	事業所名	住所	電話番号	営業時間
旧万場	居宅介護支援センター やまの花	神流町大字万場207番地	(0274) 20-5200	8:30～17:30 (定休日なし)
旧中里	神流町社会福祉協議会	神流町大字神ヶ原430番地1	(0274) 58-2781	8:30～17:15 (土日祝日・年末年始は休み)

【要支援1～2・生活機能の低下がみられた人】

地区	事業所名	住所	電話番号	営業時間
町内全域	神流町地域包括支援センター	神流町大字神ヶ原427番地1	(0274) 58-2933	8:30～17:15 (土日祝日・年末年始は休み)

介護サービスの利用手続き



神流町で利用できる在宅サービスについて…

神流町には在宅サービス事業者が2か所であり、特に医療系サービス事業者はありません。そのため、必要に応じて町外のサービス事業者と契約を結び、サービスを利用することとなります。

距離の問題で、神流町が営業の範囲に入っていないサービス事業者も多くありますので、利用にあたっては、担当のケアマネージャーに相談してください。

①居宅で利用するサービス

訪問介護：要介護1～5 訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の「身体介護」や、調理・掃除・買い物等の「生活援助」を行います。 ※「生活援助」は、一人暮らしや家族が病気などで家事を行うことが難しい場合に頼むことができますが、家族のための食事や家族の部屋の掃除、犬の散歩や草むしりなどは頼むことができません。
訪問型サービス：要支援1～2、生活機能の低下が見られた人 訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問し、利用者が自力で行うことが困難な行為について、 <u>介護予防を目的として必要性や適切な期間・方法などを判断したうえで、日常生活の支援</u> を行います。 ※身体介護と生活援助の区別はありません。
訪問看護：要介護1～5 主治医の指示により看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。
介護予防訪問看護：要支援1～2 主治医の指示により看護師等が居宅を訪問し、 <u>介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助</u> を行います。
訪問リハビリテーション：要介護1～5 自宅での訓練が必要な場合、主治医の指示により理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問し、利用者ごとに作成した計画に基づく機能訓練を行います。
介護予防訪問リハビリテーション：要支援1～2 <u>介護予防のため</u> 、自宅での訓練が必要な場合、主治医の指示により理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問し、利用者ごとに作成した計画に基づく機能訓練を行います。
訪問入浴介護：要介護1～5 浴槽を積んだ入浴車で居宅を訪問し、入浴の介助を行います。
介護予防訪問入浴介護：要支援1～2 浴槽を積んだ入浴車で居宅を訪問し、 <u>介護予防を目的とした入浴の介助</u> を行います。 ※疾病等のやむを得ない理由で、家庭での入浴が困難な場合に利用できます。

②日帰りで利用するサービス

通所介護：要介護1～5
デイサービスセンターに通い、健康チェックや入浴・食事等の提供とその介護、日常の動作訓練などが受けられます。
通所型サービス：要支援1～2、生活機能の低下が見られた人
デイサービスセンターで入浴や食事等の日常生活の支援、生活行為向上のための支援、運動機能の向上訓練などが受けられます。
通所リハビリテーション：要介護1～5
主治医の指示により、理学療法士や作業療法士等がいる介護老人保健施設等に通い、そこで機能訓練などが受けられます。
介護予防通所リハビリテーション：要支援1～2
介護老人保健施設等に通い、入浴や食事等の日常生活上の支援、生活行為向上のための支援、リハビリテーションなどが受けられます。

③施設での短期入所サービス(ショートステイ)

短期入所生活介護：要介護1～5
介護の必要な人が特別養護老人ホーム等に短期間宿泊し、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の世話及び機能訓練などが受けられます。
介護予防短期入所生活介護：要支援1～2
特別養護老人ホーム等へ短期間宿泊し、 <u>介護予防を目的とした</u> 日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。
短期入所療養介護：要介護1～5
短期間、介護老人保健施設や介護療養型医療施設等の施設に宿泊し、看護や医学的管理下における介護や必要な医療等が受けられます。
介護予防短期入所療養介護：要支援1～2
短期間、介護老人保健施設や介護療養型医療施設等の施設に宿泊し、医師の管理のもとに療養のために必要な医療などが受けられます。

④福祉用具の貸与

福祉用具貸与(レンタル)：要介護1～5

日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りることができます。

介護予防福祉用具貸与(レンタル)：要支援1～2

福祉用具のうち、介護予防に役立つものを借りることができます。

【貸与の対象となる福祉用具品目(要介護・要支援共通)】

1. 車いす
 2. 車いす付属品
 3. 特殊寝台(介護用ベッド)
 4. 特殊寝台付属品(マットレス、サイドレール等)
 5. 床ずれ防止用具
 6. 体位変換器
 7. 手すり(工事不要のもの)
 8. スロープ(段差解消のもので、工事不要のもの)
 9. 歩行器
 10. 歩行補助つえ
 11. 認知症老人徘徊感知機器
 12. 移動用リフト(つり具の部分を除く)
 13. 自動排尿処理装置
- 原則として、
要介護2以上が対象
- 原則として、
要介護2以上が対象
- 要介護4～5が対象

⑤福祉用具の購入

特定福祉用具購入：要介護1～5

入浴や排泄などに利用する福祉用具のうち、日常生活の自立や介護に役立つものの購入費が支給されます。

特定介護予防福祉用具購入：要支援1～2

入浴や排泄などに利用する福祉用具のうち、介護予防に役立つものの購入費が支給されます。

【購入の対象となる福祉用具品目(要介護・要支援共通)】

1. 腰掛便座(ポータブルトイレや据置き便座等)
2. 自動排泄処理装置の交換可能部分
3. 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、入浴台等)
4. 簡易浴槽
5. 移動用リフトのつり具の部分

※申請により、購入した額(年間10万円を上限)の9割分または8割分が支給されます。

県の指定を受けた事業者で購入した場合に限られます。また、利用者の心身の状態などから利用が想定しにくい用具は、対象にならない場合があります。購入前に、担当ケアマネージャーや地域包括支援センター、役場(介護保険係)に相談してください。

⑥住宅改修

(介護予防)住宅改修費の支給：要支援1～要介護5

心身の機能が低下している高齢者の自宅での生活支援や、家庭で介護する人の負担軽減のために住宅改修をする場合、その費用が支給されます。

【住宅改修費の支給対象となる改修(要介護・要支援共通)】

1. 手すりの取り付け
2. 段差の解消
3. 滑りの防止、移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更
4. 引き戸等への取替え
5. 洋式便器等への便器の取替え
6. その他これらの住宅改修に付帯して必要となる改修

※申請により、かかった改修費(20万円を上限)の9割分または8割分が支給されます。

着工前に役場に事前申請し、承認を得る必要があります。ケアマネージャーの作成する書類も必要なので、必ず、改修着工前に担当ケアマネージャーや地域包括支援センター、役場(介護保険係)に相談してください。

⑦地域密着型サービス

(介護予防)認知症対応型共同生活介護：要支援2～要介護5

介護が必要な認知症高齢者を対象に、少人数による共同生活の中で、入浴・排泄・食事等の日常生活上の介護を行います。認知症の進行を遅らせ、自立した生活が送れるよう支援します。

※要支援1の人は利用できません。

施設サービスについて…

①介護老人福祉施設

介護老人福祉施設とは、「特別養護老人ホーム」のことであり、日常生活に常に介護が必要で、在宅生活が困難な人が生活する施設です。介護職員が多く配置されており、個別の施設サービス計画に基づき必要な介護サービスを受けることができます。

入所対象者は、原則として「要介護3～5」の認定を受けた人です。

②介護老人保健施設

病状が安定していて、リハビリテーションや看護・介護を必要とする人に対し、医学的な管理の下で個別の施設サービス計画に基づき、在宅復帰を目指して日常生活の世話や機能訓練などを行う施設です。理学療法士や作業療法士が必ず配置されています。

入所対象者は、「要介護1～5」の認定を受けた人です。

③介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、長期にわたる療養や医学的管理を必要とする人に対して、療養上の管理・看護・介護・機能訓練などを行う施設です。医師や看護職員が他の施設よりも多く配置されています。

入所対象者は、「要介護1～5」の認定を受けた人です。

神流町の一般介護予防事業について…

すべての高齢者を対象とした、自立支援のための取り組みです。地域で「生きがい」や「役割」をもって生活していくため、健康維持と介護予防につながるような、運動や講演会等を行います。

最近の研究では、年齢を重ねても適切なトレーニングを行うことで、筋力が向上できることが分かってきました。

積極的に介護予防・社会活動への参加をし、地域で支え合いながら健康的な生活を継続していきましょう。

65歳以上のすべての人が参加でき、希望者には送迎も行いますので、地域包括支援センターまでお気軽にご連絡ください。

①運動機能向上：おたっしや運動教室

日時	4月～12月までの毎月1回（第3金曜日） 10:00～12:00
場所	健康づくり支援センター（万場診療所の下）
内容	椅子に腰かけ、ゆっくりとストレッチや筋力体操を行います

②認知症予防：脳若教室

日時	4月～8月までの毎月2回 全8回コース（第2・4火曜日） 13:30～15:00
場所	健康づくり支援センター（万場診療所の下）
内容	電子機器を使用して、ゲーム感覚で簡単な能力トレーニングを行います

③低栄養予防：元気はつらつ教室

日時	6月～11月までの毎月1回 全6回コース（第1木曜日） 10:00～12:30
場所	保健福祉センター（社会福祉協議会2階）
内容	管理栄養士による栄養講話と、楽しく調理実習をしたあと皆で会食をします

④介護予防普及啓発：介護予防講座

年2回程度、講師を呼んで介護予防に関する講座を開催します。
開催が決定したら、ふれあいネットや広報等でお知らせいたします。

神流町地域包括支援センターについて…

地域の高齢者が安心して健やかに暮らせるよう、生活の支援をします。保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等が配置されており、役場の保健福祉課内に設置されています。

【主な業務内容】

1. 総合相談支援

高齢者の介護・福祉・健康・医療をはじめ、生活の中での困りごとや心配事の相談に応じます。

2. 権利擁護

高齢者が安心して生活できるよう、成年後見制度の普及や虐待への対応、消費者被害の防止に取り組みます。

3. 介護予防ケアマネジメント

要支援認定を受けた人や基本チェックリストで生活機能の低下がみられた人の介護予防ケアプランを作成します。

4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援(地域ケア会議)

地域のケアマネージャーがより良い介護の支援ができるよう、関係機関と連携して取り組みます。

5. その他の業務

地域包括ケアシステムの構築に向けて、「生活支援体制整備事業」「認知症施策推進事業」「在宅医療・介護連携推進事業」に取り組みます。

また、「一般介護予防事業」による各種教室の運営を行います。

…お気軽にご相談ください…

**神流町役場 保健福祉課 地域包括支援係
(地域包括支援センター)**

電話：(0274) 58-2111
または
(0274) 58-2933

神流町の医療機関および介護サービス事業者

神流町の医療や介護はとてもコンパクトですが、その分身近で頼りになる存在です。

それぞれの診療所は日常的な健康・療養の指導だけでなく、必要に応じて高度医療を提供する病院を紹介してくれたり、受診に来られない人には往診を行っています。

日々の生活を支える介護サービスは、それぞれ馴染みがあり地域に根付いた事業者が担っています。

<医療機関>

名称	所在地	電話番号<0274>	FAX番号<0274>
万場診療所	神流町大字万場44-3	57-2018	57-2089
中里診療所	神流町大字神ヶ原430-1	58-2201	58-2216
神流町歯科診療所	神流町大字万場33-2	57-2019	

<薬局>

名称	所在地	電話番号<0274>	FAX番号<0274>
かな薬局	神流町大字万場83	20-5033	20-5034
福本薬局	神流町大字万場30	57-2723	57-2250

<介護サービス事業者>

名称	所在地	電話番号<0274>	FAX番号<0274>
シエステやまの花	神流町大字万場207	20-5200	57-3939
サービス種類: 施設サービス:介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 在宅サービス:通所介護・訪問介護・短期入所生活介護・居宅介護支援 介護予防・生活支援サービス(訪問型サービス・通所型サービス) 介護予防短期入所生活介護・介護予防ケアマネジメント			
神流町社会福祉協議会	神流町大字神ヶ原430-1	58-2781	58-2791
サービス種類: 在宅サービス:通所介護・居宅介護支援 介護予防・生活支援サービス(通所型サービス) 介護予防ケアマネジメント			
グループホームかわせみ	神流町大字塩沢77-7	57-2225	57-2226
サービス種類: 在宅サービス:認知症対応型共同生活介護(グループホーム)			

神流町周辺の医療機関

緊急で治療が必要な急性期からリハビリを行う回復期、そして在宅での維持期へと経過していく中で、それぞれの医療機関には役割があり、場合によっては転院が必要なこともあります。

藤岡市内の病院には転院や退院に向けての相談を受ける窓口があり、関係機関と協力して転院や退院後の生活がスムーズに送れるためのお手伝いをします。

<上野村>

名称	所在地	電話番号<0274>	FAX番号<0274>
上野村へき地診療所	上野村大字乙父630-1	59-2034	59-2742
上野村歯科診療所	上野村大字乙母94	59-2059	

<藤岡市内の入院設備のある病院>

名称	所在地	電話番号<0274>	FAX番号<0274>
公立藤岡総合病院	藤岡市藤岡942-1	22-3311	24-3161
診療科目: 内科・循環器科・呼吸器内科・消化器内科・血液内科・糖尿病内科 腎臓リウマチ膠原病科・神経内科・心療内科・外科・小児科・整形外科 脳神経外科・眼科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・麻酔科・放射線科 救急センター・健診センター・がん相談支援センター			
鬼石病院	藤岡市鬼石139-1	52-3121	52-3093
診療科目: 内科・外科・整形外科・眼科			
篠塚病院	藤岡市篠塚105-1	23-9261	24-1880
診療科目: 内科・循環器内科・消化器内科・呼吸器内科・膠原病内科・神経内科 リハビリテーション科・心療内科・神経科・精神科 併設:群馬県認知症疾患医療センター Tel.(0274)20-1103 (月~土 9:00~15:00)			
くすの木病院	藤岡市藤岡623-18	24-3111	24-3110
診療科目: 内科・消化器内科・循環器内科・腎臓内科・肝臓内科・血液内科 糖尿病内科・消化器外科・血管外科・呼吸器科・リハビリテーション科 整形外科・乳腺甲状腺外科・泌尿器科・皮膚科・肛門科・神経内科 麻酔科・歯科口腔外科			
光病院	藤岡市本郷1045	24-1234	24-1233
診療科目: 内科・循環器科・消化器科・血液内科・外科・小児科・産婦人科 皮膚科・整形外科・肛門科			

神流町周辺の施設サービス事業者

神流町には介護老人福祉施設が1ヶ所ありますが、その他の施設サービス事業者がないため、周辺地域の事業者を利用することも少なくありません。在宅生活の継続が困難になった時には、心強い存在です。

<介護老人福祉施設>

名称	所在地	電話番号<0274>	FAX番号<0274>
特別養護老人ホームつどい	藤岡市岡之郷8-1	40-3400	40-3403
その他の併設サービス: 在宅サービス:通所介護・短期入所生活介護・小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護・居宅介護支援 介護予防・生活支援サービス(通所型サービス) 介護予防短期入所生活介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護・介護予防ケアマネジメント			
特別養護老人ホームライフゆうかり	藤岡市小林975-1	22-8341	50-9400
その他の併設サービス: 在宅サービス:地域密着型通所介護			
社会福祉法人みやび会ふじの里	藤岡市中大塚880	24-6666	24-6668
その他の併設サービス: 在宅サービス:通所介護・短期入所生活介護・認知症対応型共同生活介護 居宅介護支援 介護予防・生活支援サービス(通所型サービス) 介護予防短期入所生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 介護予防ケアマネジメント			
特別養護老人ホーム真ほろば	藤岡市藤岡1019-2	23-6520	23-6511
その他の併設サービス: 在宅サービス:訪問介護・通所介護・短期入所生活介護 認知症対応型共同生活介護・居宅介護支援 介護予防・生活支援サービス(訪問型サービス・通所型サービス) 介護予防短期入所生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 介護予防ケアマネジメント			

名称	所在地	電話番号<0274>	FAX番号<0274>
特別養護老人ホーム音和の園	藤岡市藤岡2874-2	24-2095	24-2024
その他の併設サービス: 在宅サービス:訪問介護・通所介護・短期入所生活介護 認知症対応型共同生活介護・居宅介護支援 介護予防・生活支援サービス(訪問型サービス・通所型サービス) 介護予防短期入所生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 介護予防ケアマネジメント			
御嶽特別養護老人ホーム	藤岡市浄法寺1881-6	52-2231	52-6446
その他の併設サービス: 在宅サービス:訪問介護・短期入所生活介護・小規模多機能型居宅介護 居宅介護支援 介護予防・生活支援サービス(訪問型サービス) 介護予防短期入所生活介護・介護予防小規模多機能型居宅介護			
特別養護老人ホームいずみ	児玉郡神川町大字上阿久原567	52-6038	52-6153
その他の併設サービス: 在宅サービス:通所介護・短期入所生活介護・居宅介護支援 介護予防・生活支援サービス(通所型サービス) 介護予防短期入所生活介護・介護予防ケアマネジメント			
特別養護老人ホームいろりの友	児玉郡神川町大字八日市739-2	0495-77-1212	0495-77-1155
その他の併設サービス: 施設サービス:介護老人保健施設(かみかわ) 在宅サービス:通所介護・短期入所生活介護・認知症対応型共同生活介護 居宅介護支援 介護予防短期入所生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 介護予防ケアマネジメント			

<介護老人保健施設>

名称	所在地	電話番号<0274>	FAX番号<0274>
藤岡みどりの園	藤岡市下大塚字東イツナ525	24-5771	24-1880
その他の併設サービス: 施設サービス:介護療養型医療施設(篠塚病院) 在宅サービス:訪問介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導 通所リハビリテーション・短期入所療養介護 認知症対応型共同生活介護・居宅介護支援 介護予防・生活支援サービス(訪問型サービス) 介護予防訪問看護・介護予防短期入所生活介護 介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所療養介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 介護予防ケアマネジメント			
しらさぎの里	藤岡市中栗須519-2	24-6633	24-6634
その他の併設サービス: 在宅サービス:訪問看護・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション 短期入所療養介護・居宅介護支援 介護予防訪問看護・介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション・介護予防短期入所療養介護			
介護老人保健施設 鬼石	藤岡市鬼石139-1	52-3666	20-3081
その他の併設サービス: 在宅サービス:訪問看護・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション 短期入所療養介護・居宅介護支援 介護予防訪問看護・介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション・介護予防短期入所療養介護 介護予防ケアマネジメント			
介護老人保健施設かみかわ	児玉郡神川町大字新里2783-5	0495-77-2060	0495-77-1618
その他の併設サービス: 在宅サービス:訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション 短期入所療養介護・居宅介護支援 介護予防訪問リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所療養介護			

<介護療養型医療施設>

名称	所在地	電話番号<0274>	FAX番号<0274>
篠塚病院	藤岡市篠塚105-1	24-5771	24-1880
その他の併設サービス: 施設サービス:介護老人保健施設(藤岡みどりの園) 在宅サービス:訪問介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導 通所リハビリテーション・短期入所療養介護 認知症対応型共同生活介護・居宅介護支援 介護予防・生活支援サービス(訪問型サービス) 介護予防訪問看護・介護予防短期入所生活介護 介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所療養介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 介護予防ケアマネジメント			

**神流町役場 保健福祉課
地域包括支援係**

(地域包括支援センター)

**電話：0274-58-2111 (代表)
0274-58-2933 (直通)**

